

## 広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「要綱」という。）の事務処理について、必要な事項を定める。

### 第2 認定の申請

要綱第4第1項に規定する認定を受けようとする者は、別記様式第1号による認定申請書1通に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 建築士の免許証の写し。ただし、要綱第4第1項(1)のただし書で知事が認めた者にあつては別に定めるものとする。
- (2) 広島県に在住又は在勤していることを証する書類（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）
- (3) 講習会受講修了証
- (4) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

### 第3 判定士の認定

- 1 知事は、要綱第3第1項の規定により認定の申請があつたときは、審査のうえ資格を有すると認めるときは別記様式第2号による判定士認定台帳に登載のうえ、別記様式第3号による判定士登録証を交付するものとする。
- 2 認定にあつては、認定日は要綱第3第1項の認定申請のあつた日と同日とする。
- 3 認定の資格を有しないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

### 第4 指定講習会主催者の事務

要綱第5に定める指定講習会を主催した者は、講習会が修了したときは次に掲げる処理をおこなうものとする。

- (1) 別記様式第4号による指定講習修了者台帳に受講修了者を登載する。
- (2) 受講修了者に、別記様式第5号により受講修了証を交付する。
- (3) 知事に、指定講習修了者台帳の写しを添え講習実績報告書を提出する。

### 第5 変更の届出

判定士は要綱第7の規定に基づき、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、別記様式第6号により知事に届け出なければならない。

### 第6 辞退の届出

判定士は要綱第8の規定に基づき、別記様式第7号により知事に届け出ることができ  
る。

### 第7 登録証の再交付

- 1 要綱第9の規定により、知事が登録証の再交付を行う理由は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき

(2) 要綱第8による辞退の届出があったとき。

(3) その他、知事がやむを得ないと認めたとき

2 再交付を受けようとする判定士は、別記様式第8号により知事に再交付の申請をするものとする。

附 則

この要領は、平成7年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年 3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月17日から施行する。